

求職者支援訓練事業に参入してみませんか？

求職者支援訓練のご案内

求職者支援訓練とは

主に雇用保険を受給できない求職中の方が、就職する前にスキルアップすることで、より良い就職ができるように支援する国の制度です。
このスキルアップの訓練を民間の教育機関、訓練施設、スクール等に委託しています。



訓練コースの条件について

訓練コースには、「**基礎コース**」と「**実践コース**」があります。**基礎コース**の場合、専門的な訓練をする前に就職をするうえでの基礎を学ぶ「**職業能力開発講習**」を実施でき、**実践コース**の場合は専門的な訓練をする期間を基礎コースよりも多く設定することができます。

設定できる訓練期間は2～6か月間、訓練時間は1か月100時間以上、訓練定員はおおむね10～15名です。満たすべき条件はありますが、一般的に趣味・教養・生活等との関連が強くない**就職に資する訓練**であれば原則実施機関の得意分野を活かしたコース設定が可能です。

	職業能力開発講習		パソコン、介護、IT、建設等専門技能の訓練
基礎コース	1か月 ※外部委託可	+	1～3か月
実践コース	なし		3～6か月

受託するための条件について

過去3年間に、申請したい職業訓練と同程度(7割以上)の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に実施した実績が必要です。

また、業務運営体制について一定の基準を満たしていることが求められます。

訓練受託で支給される奨励金について

求職者支援訓練を行った実施機関には、**認定職業訓練実施奨励金**が支給されます。

基礎コースは一人につき**6万円/月**が支給され、**実践コース**は一人につき**5万円/月**に加え、就職実績が高ければ一人につき**最大2万円/月の付加奨励金**が加算されます。

受講料を徴収することはできませんが、個別の教科書代等は訓練生から徴収できます。

申請の窓口・時期について

例年1月、4月、7月、10月の四半期ごとに申請を受け付けています。申請窓口は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部 求職者支援課」で、相談を随時受け付けております。なお、申請書類はホームページからダウンロードできます。



■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部 求職者支援課
■〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南7-1-11 TEL:0857-52-8804
■申請書類はこちらから→(<http://www.jeed.or.jp/js/shien/index.html>)

